

議案第 53号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立生涯学習センター）について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 1 7 年 1 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立生涯学習センター
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市立川町六丁目 1 7 6 鳥取県東部総合事務所 4 階
財団法人鳥取県教育文化財団
理事長 有 田 博 充
- 3 指 定 の 期 間 平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 理 由 生涯学習センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理者として指定しようとするものである。